

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!

くらしを便利に! マイナンバーカード!



身分証明書
になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ
で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



ポイントで 2020年度
実施予定!
買い物ができる!

地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!



健康保険証
として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ピツとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

通知カード、マイナンバーカード

その他のお問合せ

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card

050-3818-1250

050-3816-9405

0120-0178-26

0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

被保険者の皆様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

「マイナンバーカード」の取得と健康保険証としての利用について

平素より、後期高齢者医療制度の運営にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国より「マイナンバーカード(個人番号カード)」取得と健康保険証としての利用について周知のお願いがありましたので、ご案内いたします。

「マイナンバーカード」の取得は任意ではありますが、本人(身分)確認書類としての利用のほか、**令和3年3月より**健康保険者証としても利用(※)できるようになる予定(医療機関等によって利用開始時期が異なります)です。

「マイナンバーカード」の概要については **裏面** をご覧ください。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者証は「マイナンバーカード」の取得状況に係らず引き続き発行されますので申し添えます。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、
カード取得の際に次の2つの手続きが必要になります。

① 利用者証明用電子証明書の発行

マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書の搭載が必要です。

② 健康保険証としての利用のための初回登録

被保険者本人が「マイナポータル(国が運営するオンラインサービス)」からの手続きによる初回登録が必要になります。 **マイナポータル** **検索**

～当広域連合へ被保険者証のことでよくいただくご質問～

Q1 被保険者証のサイズが大きすぎる。なぜ大きいサイズなのでしょうか。

A1 被保険者証の様式は「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第17条」にて①ハガキよりやや小さいサイズと②カードサイズの2種類が規定されています。神奈川県では①の方が②よりも紛失しにくいことなどから平成20年度の制度発足時から継続して選択しています。

Q2 被保険者証のサイズを今後カードサイズ化する考えはないのでしょうか。

A2 当広域連合としては、現行の大きいサイズを望む被保険者の方もいらっしゃることも考慮し、カードサイズの被保険者証を新たにご用意するのではなく、マイナンバーカードの健康保険証としての利用手続きをすることでカードサイズ化の希望は叶えられるものと考えております。多くの被保険者の方がいらっしゃいますのでご理解いただけるようお願いいたします。